

議案第39号

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

消防団員等公務災害補償条例の一部を別案のように改正する。
よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年 6月12日 提 出 木祖村長 奥 原 秀 一

令和8年 6月 日 議 決 議会議長 栗 屋 正 一

消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

消防団員等公務災害補償条例（昭和41年木祖村条例第116号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

消防団員等公務災害補償条例（昭和41年木祖村条例第116号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては木祖村は葬祭補償として、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として<u>315,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>	<p>（葬祭補償）</p> <p>第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては木祖村は葬祭補償として、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として<u>330,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。</p>

議案第 39 号 消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案 説明資料

1. 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号）の改正により条例の改正を行う。

2. 改正内容

（1）非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償額について

非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を 315,000円から330,000円に改定。

3. 施行期日

公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。